

平成30年 業種別労働災害発生状況

小田原

労働基準監督署

(平成30年5月末現在)

業種	当年 (平成30年)	前年 (平成29年)	増減数	増減率
01 食料品製造	6 (0)	0 (0)	6 (0)	-
02 繊維工業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
03 衣服その他の繊維	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
04 木材・木製品	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
05 家具・装備品	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
06 パルプ等	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
07 印刷・製本	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
08 化学工業	3 (0)	4 (0)	-1 (0)	-25.0%
09 窯業土石	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
10 鉄鋼業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
11 非鉄金属	0 (0)	2 (0)	-2 (0)	-100.0%
12 金属製品	1 (0)	2 (0)	-1 (0)	-50.0%
13 一般機械器具	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
14 電気機械器具	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
15 輸送機械製造	2 (0)	0 (0)	2 (0)	-
16 電気・ガス	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
17 その他の製造	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
01 製造業小計	13 (0)	14 (0)	-1 (0)	-7.1%
02 鉱業小計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
01 土木工事	1 (0)	3 (0)	-2 (0)	-66.7%
01 鉄骨・鉄筋家屋	3 (0)	1 (0)	2 (0)	200.0%
02 木造家屋建築	0 (0)	4 (0)	-4 (0)	-100.0%
03 建築設備工事	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
09 その他の建築工事	0 (0)	3 (0)	-3 (0)	-100.0%
02 建築工事	4 (0)	8 (0)	-4 (0)	-50.0%
03 その他の建設	2 (0)	1 (0)	1 (0)	100.0%
03 建設業小計	7 (0)	12 (0)	-5 (0)	-41.7%
01 鉄道等	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
02 道路旅客	7 (0)	4 (0)	3 (0)	75.0%
03 道路貨物運送	4 (0)	9 (0)	-5 (0)	-55.6%
04 その他の運輸交通	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
04 運輸交通業小計	11 (0)	14 (0)	-3 (0)	-21.4%
01 陸上貨物	4 (0)	3 (0)	1 (0)	33.3%
02 港湾運送業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
05 貨物取扱小計	4 (0)	3 (0)	1 (0)	33.3%
01 農業	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
02 林業	5 (0)	2 (0)	3 (0)	150.0%
06 農林業小計	6 (0)	2 (0)	4 (0)	200.0%
01 畜産業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
02 水産業	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
07 畜産・水産業小計	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
01 飼育業	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
02 小売業	18 (0)	13 (0)	5 (0)	38.5%
03 理美容業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
04 その他の商業	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
08 商業	20 (0)	14 (0)	6 (0)	42.9%
01 金融業	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
02 広告・あっせん	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
09 金融広告業	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
10 映画・演劇業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
11 通信業	3 (0)	4 (0)	-1 (0)	-25.0%
12 教育研究	2 (0)	0 (0)	2 (0)	-
01 医療保健業	0 (0)	2 (0)	-2 (0)	-100.0%
02 社会福祉施設	6 (0)	3 (0)	3 (0)	100.0%
03 その他の保健衛生	0 (0)	1 (0)	-1 (0)	-100.0%
13 保健衛生業	6 (0)	6 (0)	0 (0)	0.0%
01 旅館業	5 (0)	7 (0)	-2 (0)	-28.6%
02 飲食店	4 (0)	2 (0)	2 (0)	100.0%
03 その他の接客	3 (0)	2 (0)	1 (0)	50.0%
14 接客娯楽	12 (0)	11 (0)	1 (0)	9.1%
15 清掃・と畜	11 (0)	15 (0)	-4 (0)	-26.7%
16 官公署	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
01 派遣業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
02 その他の事業	4 (0)	1 (0)	3 (0)	300.0%
17 その他の事業	4 (0)	1 (0)	3 (0)	300.0%
合計	101 (0)	98 (0)	3 (0)	3.1%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

『神奈川労働局 第13次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川労働局 2018年5月作成

計画期間

*2018年度～2022年度（5か年計画）

計画の全体目標

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（2017年比）

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少（同上）

【2017年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数6551人】

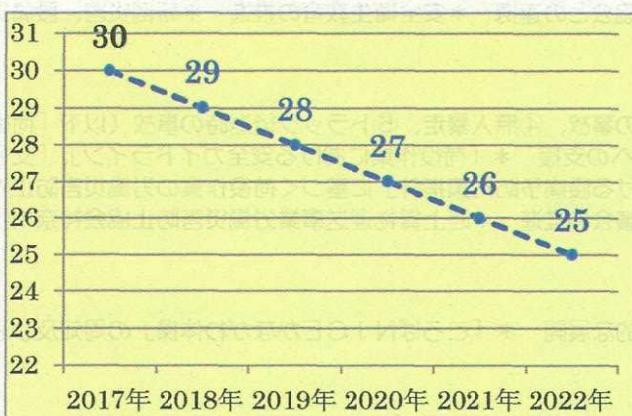
【2022年（最終目標）：死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

7つの重点事項

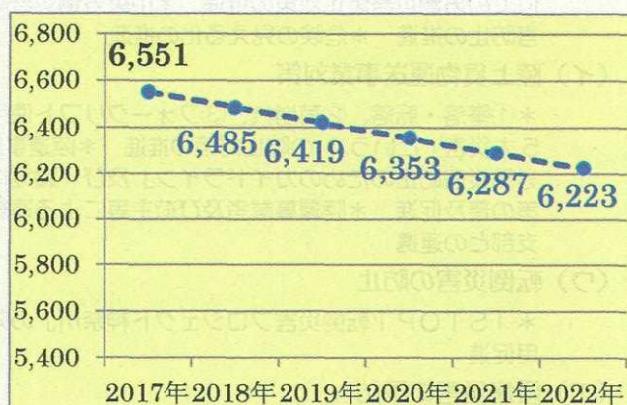
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

2022年目標への各年ごとの具体的数値目標

《死亡者数》



《死傷者数》



（点線のグラフは2018年計画策定時の最終目標までの指標数値）

重点事項ごとの具体的取組

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

(1) 建設業における墜落・転落災害等の防止

*墜落・転落災害防止対策の徹底 *解体工事における安全対策の徹底 *2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事及びインフラ整備工事の増大に伴う対策の徹底 *自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 *伐木等の作業における安全管理の徹底 *安全教育の徹底 *「危険の見える化」措置の活用促進 *建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化 *熱中症予防対策の徹底

(2) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害の防止

*「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施の促進 *「はざまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底 *「危険の見える化」措置の活用促進 *（公社）神奈川労務安全衛生協会本部・各支部や神奈川工業会等の関係団体との連携強化

(3) 熱中症対策

*早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底 *健康管理等の徹底及び早めの対処等による重症化の防止 *JIS規格に適合したWBGT値測定器の普及促進及びWBGT値の測定とその結果に基づく必要な措置の推進 *建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの普及促進

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

(1) 労働者の健康確保対策の強化

*企業における健康確保措置の推進 *産業医・産業保健機能の強化

(2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

*長時間労働者に対する医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理対策を強化

(3) 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

*各事業場における総合的なメンタルヘルス対策の推進 *神奈川産業保健総合支援センターによる支援 *労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく取組の推進 *各事業場におけるパワーハラスマント対策の推進 *2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(1) 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策（社会福祉施設、小売業・飲食店）

*多店舗展開企業等に対する取組 *「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施 *多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施 *多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施 *業界単位での労働災害防止対策の推進 *中央労働災害防止協会との連携 *安全衛生教育の推進 *転倒災害、腰痛災害防止の推進 *危険の見える化の推進

(イ) 陸上貨物運送事業対策

*①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故（以下「荷役5大災害」という。）の防止対策の推進 *陸運事業場への支援 *「荷役作業における安全ガイドライン」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「職場における腰痛予防対策指針」に基づく荷役作業の労働災害防止対策の普及促進 *陸運事業者及び荷主等による連絡協議会の推進 *陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

(ウ) 転倒災害の防止

*「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」の効果的な展開 *「ころばNICEかながわ体操」の周知及び活用促進

(エ) 腰痛災害の予防

*安全衛生教育の確実な実施 *ストレッチを中心とした腰痛予防体操の推進 *介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加勧奨 *介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進 *荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務に対する機械等の普及促進 *陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

(オ) 交通労働災害対策

*春・秋の交通安全運動等の時期に合わせた教育の推進 *「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底

(力) クレーン、移動式クレーンの玉掛け作業に起因する労働災害の防止

*規則改正された3t未満の移動式クレーンに係る過負荷防止装置構造規格についての周知徹底 *「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」に定める事項の周知徹底

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

*「危険の見える化」に配慮した労働災害防止に関する標識、掲示等の普及促進 *「危険の見える化」について神奈川局ホームページを活用した情報提供

(2) 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

*高年齢労働者に配慮した職場環境の改善 *転倒災害や腰痛予防のための取組強化 *（改正予定）「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」及び企業の取組事例について、神奈川労働局ホームページ等を活用した周知活動の推進 *「危険の見える化」措置の活用促進

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

(1) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

*法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を促進 *労働者自ら健康の保持増進に努めるよう啓発

(2) 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

*労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進 *神奈川産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 化学物質による健康障害防止対策

*「化学物質等による危険性又は有害性の調査に関する指針」を踏まえたリスクアセスメントの実施の促進 *がん原性指針上の対象物質の有害性に関するラベル表示及びSDS交付等、化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料の整備を促進

(2) 石綿による健康障害防止対策

*建築物解体工事について、石綿使用の把握漏れ防止の徹底や石綿による健康障害防止対策について周知徹底 *労働安全衛生法に基づく届出等や石綿ばく露防止対策等を徹底

(3) 受動喫煙防止対策

*受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

(4) 粉じん障害防止対策

*「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

(1) 安全衛生専門人材の育成、専門人材の活用

*安全衛生専門人材の育成及び事業場外の専門人材の活用

(2) 企業のマネジメントへの安全衛生の取込

*安全衛生優良企業公表制度及び健康経営について周知

(3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

*国際規格ISO45001の発効に合わせた、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進 *改訂を予定している労働安全衛生マネジメントシステムの指針の普及促進

(4) 関係行政機関及び働き方の多様化に対応した対策の推進

*関係行政機関との連携・協働 *国、神奈川県、各市町村との連携・協働 *専門家との連携・協働 *労働災害防止団体との連携・協働 *業界団体との連携・協働 *産業保健機関等との連携・協働

7 安全衛生教育及び人材育成の推進

*「安全衛生教育推進要綱」に基づく教育及び研修の推進 *労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の実施管理体制の確立 *「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育について周知・指導 *派遣労働者に対する教育の徹底 *事業者団体及び安全衛生団体に対する指導・援助

重点対策の目標設定

※2018年から2022年の上段は目標値、下段は実績を示す

	業種	種別	2017年	減少目標	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
災害減少	全業種	死傷者数	30	15%減少	29	28	27	26	25	
		死傷者数	6,551	5%減少	6,485	6,416	6,353	6,287	6,223	
	小売業	死傷者数	839	5%減少	830	821	813	805	797	
		死傷者数	621	5%減少	623	625	627	629	630	
	飲食店	死傷者数	364	5%減少	360	356	352	348	345	
		死傷者数	925	5%減少	915	905	896	887	878	
	建設業	死傷者数	6	15%減少	5	5	5	5	5	
		死傷者数	730	10%減少	715	700	685	671	657	
	製造業	死傷者数	6	15%減少	5	5	5	5	5	
		死傷者数	1,022	10%減少	1,000	979	959	939	919	
健康確保・職業性疾患対策	メンタルヘルス対策		① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016全国値)とする。 ② ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017神奈川)とする。							
	腰痛予防対策	小売業	死傷災害	58	5%減少	57	56	55	54	54
			死傷災害	131	5%減少	131	131	131	131	132
		飲食店	死傷災害	11	5%減少	10	10	10	10	10
			死傷災害	70	5%減少	69	68	67	66	66
	熱中症対策		熱中症による死者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる							

注1)「災害減少」の「種別」欄の「死傷者数」は、死亡及び休業4日以上の災害の略である。

注2)「災害減少」の「2022年最終目標」欄の「〇〇%減少」は、「2017年の災害発生件数に対して2022年までに、〇〇%以上減少させる」

の略である。

注3)社会福祉施設については、過去の労働者の増加状況から2022年の労働者数を予測し、これを基に死傷年千人率を算定し、減少目標数を導き出したものである。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。

I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」(閣議決定)を定めることとする。(雇用対策法)
※(衆議院において修正)中小企業の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備する努力義務規定を創設。

II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定。
(※)自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。
- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
- ・高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。(高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化)
※(衆議院において修正)高度プロフェッショナル制度の適用に係る同意の撤回について規定を創設。
- ・労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。(労働安全衛生法)

2 勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)

- ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。
※(衆議院において修正)事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定を創設。

3 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)

- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

III 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。(※)同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

施行期日 I : 公布日

II : 平成31年4月1日(中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日、1の中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日)

III : 平成32年4月1日(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日)

※(衆議院において修正)改正後の各法の検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、労働者の職業生活の充実を図ることを明記。

I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進(雇用対策法の改正)

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」(閣議決定)を定めることとする。

1 題名と目的規定等の改正

- 労働施策を総合的に講ずることにより、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実、労働生産性の向上を促進して、労働者がその能力を有効に発揮することができるようになり、その職業の安定等を図ることを法の目的として明記する。
- 法律の題名を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」とする。
- 労働者は、職務及び職務に必要な能力等の内容が明らかにされ、これらに即した公正な評価及び待遇その他の措置が効果的に実施されることにより、職業の安定が図られるように配慮されるものとするなどを加える。

2 国の講すべき施策

- 労働者の多様な事情に応じた「職業生活の充実」に対応し、働き方改革を総合的に推進するために必要な施策として、現行の雇用関係の施策に加え、次のような施策を新たに規定する。
 - ▶ 労働時間の短縮その他の労働条件の改善
 - ▶ 雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保
 - ▶ 多様な就業形態の普及
 - ▶ 仕事と生活(育児、介護、治療)の両立

3 事業主の責務

- 事業主の役割の重要性に鑑み、その責務に、「職業生活の充実」に対応したものを加える。
 - ▶ 労働者の労働時間の短縮その他の労働条件の改善など、労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備に努めなければならない。

4 基本方針の策定

- 国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようするために必要な労働施策の総合的な推進に関する基本方針(閣議決定)を定める。
- 基本方針に盛り込む他省庁と連携すべき取組について、厚生労働大臣から関係大臣等に必要な要請を行うことができる。
- 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成するに当たっては、あらかじめ、都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 国は、労働施策をめぐる経済社会情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、基本方針を変更しなければならない。
(衆議院において修正)
- 国は、基本方針に定められた施策の実施について、中小企業における取組が円滑に進むよう、協議会の設置等の連携体制の整備に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

（1）長時間労働の是正

① 時間外労働の上限規制の導入

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。



※行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し新労基法第36条第9項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮するものとする。（経過措置）

<参照条文：改正後の労働基準法第36条>

7 厚生労働大臣は、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の健康、福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して指針を定めることができる。

9 行政官庁は、第七項の指針に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

② 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

平成27年法案と同内容

- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（平成35年4月1日施行）

③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

平成27年法案と同内容

- ・使用者は、10以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする
(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。

④ 労働時間の状況の把握の実効性確保

- ・労働時間の状況を省令で定める方法(※)により把握しなければならないこととする。(労働安全衛生法の改正)
※省令で使用者の現認や客観的な方法による把握を原則とすることを定める

(2) 多様で柔軟な働き方の実現

① フレックスタイム制の見直し

- ・フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。平成27年法案と同内容

② 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

- ・職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日の休日を確実に取得させること等の健康確保措置を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。

平成27年法案
からの修正点

・健康確保措置として、年間104日の休日確保措置を義務化。加えて、①インターバル措置、②1月又は3月の在社時間等の上限措置、③2週間連続の休日確保措置、④臨時の健康診断のいずれかの措置の実施を義務化(選択的措置)。

- ・また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)
(衆議院において修正)
- ・対象労働者の同意の撤回に関する手続を労使委員会の決議事項とする。

2 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

○ 勤務間インターバル制度の普及促進

事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

○ 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進

平成27年法案と同内容

企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができるようとする。

(衆議院において修正)

- 事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めるものとする。

3 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

- 事業者は、衛生委員会に対し、産業医が行った労働者の健康管理等に関する勧告の内容等を報告しなければならないこととする。
(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場) 等
- 事業者は、産業医に対し産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。
(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場) 等

III 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保 (パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正)

「働き方改革実行計画」に基づき、以下に示す法改正を行うことにより、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図る。

1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

- 短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。
(有期雇用労働者を法の対象に含めることに伴い、題名を改正(「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」))
- 有期雇用労働者について、正規雇用労働者と①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保を義務化。
- 派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件(同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等)を満たす勞使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。
- また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

- 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

3. 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

- 1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

平成30年度 労働衛生行政のあらまし

◇ 化学物質による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策・治療と職業生活の両立支援対策を中心とした ◇

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川労働局 (平30.5.9)

職業性疾病の発生件数は長期的には減少傾向にあります。熱中症や化学物質との接触による災害、一酸化炭素・硫化水素中毒による災害はなお発生しています。また、平成24年の印刷会社における胆管がん発症問題以降、有機溶剤等をはじめとする化学物質の安全データシート(SDS)交付・入手と内容の周知、化学物質・リスクアセスメントの実施等による管理の徹底が強く求められています。

「平成28年労働安全衛生調査」(厚生労働省)によると、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者はなお半数を超えており、精神障害の労災請求・支給決定件数も増加傾向にある中、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の強化が重要になっています。また近年は、診断・医療技術の進歩によって、仕事を続け又は休職しながらがんの治療を行う人の数(全国)が33万人に上っていますが、がんのみならず、様々な傷害・疾病を抱える労働者に対する治療と職業生活の両立支援対策の充実も重要な課題です。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・2)

平成28年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は49件(前年度比△26件)と大幅に減少し、支給決定件数は18件(前年度比△1件)、また精神障害等の請求件数は、140件(前年度比+22件)、支給決定件数42件(前年度比+4件)となっており、高止まりの状況が続いている。(平成29年度の労災補償状況は平成30年7月頃に公表予定。)

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

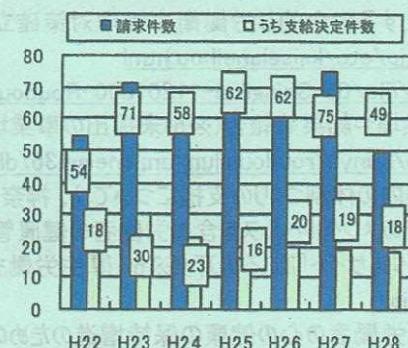
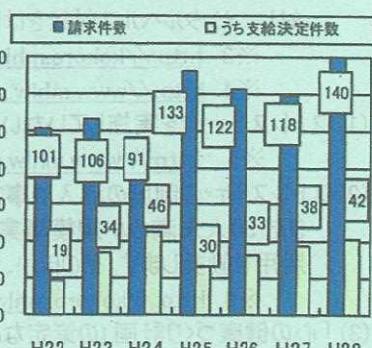


図2 精神障害等の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3・4)

(1) 平成29年の職業性疾病による死亡災害は、長時間・過重労働に起因した脳・心臓疾患による死者3名で、直近7年間(平22~29)の死者・計46名の内、脳・心臓疾患による死者は30名(65%)に及んでいます。

(2) 平成29年の職業性疾病による休業4日以上の死傷者は554名、そのうち腰痛が全体の78.3%(434件)を占めています。業種別に見ると保健衛生業(146件)、商業・金融・広告業(81件)、運輸交通業(83件)で多発しており、これら3業種で全腰痛件数の71.4%を占めています。

図3 職業性疾病発生状況

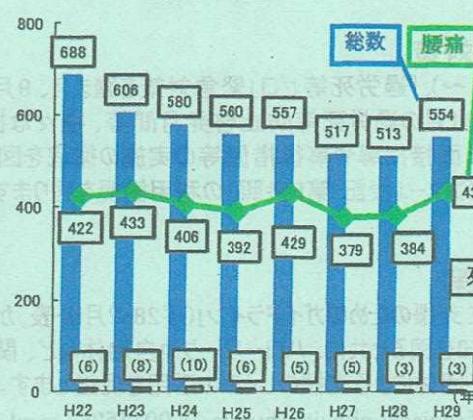
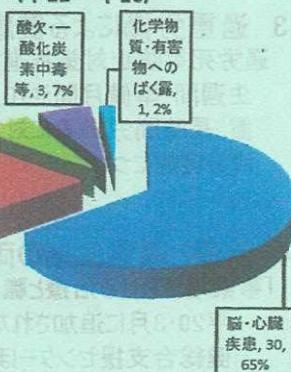


図4 職業性疾病による死亡災害
(平22~平29)

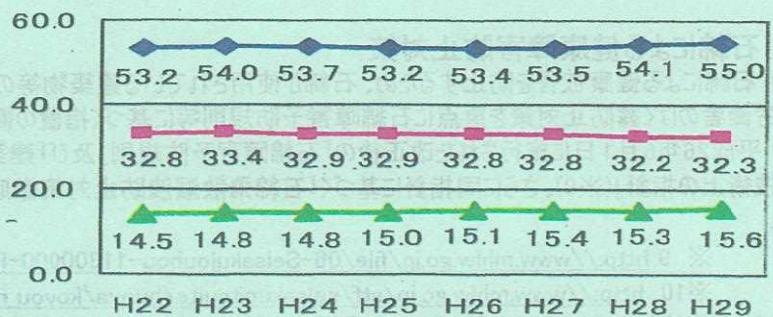


3 健康診断結果(図5)

一般定期健康診断の有所見率は平成23年の54.0%から2年連続して低下したが、平成26年53.39%、平成27年53.52%、平成28年54.07%、平成29年54.99%と再び増加に転じています。

健診項目別では、血中脂質検査(32.29%)、肝機能(15.40%)、血圧(15.65%)などの特に生活習慣病と密接な項目について有所見率が高くなっている。

図5 定期健康診断の有所見率の推移



第2 平成30年度労働衛生行政の重点

- 1 化学物質による健康障害防止対策
- 4 治療と職業生活の両立支援対策
- 7 職場における受動喫煙防止対策

- 2 職場におけるメンタルヘルス対策
- 5 石綿による健康障害防止対策
- 8 健康づくり対策

- 3 過重労働による健康障害防止対策
- 6 その他職業性疾病防止対策

1 化学物質による健康障害防止対策

改正・労働安全衛生法(平28・6・1～)によって、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質全てに関する危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント:RA)の実施が義務化されました。さらに平成29年3月1日からSDS交付・RA対象物質に27物質が追加され、今後も対象物質の追加が予定されています。

(1) 化学物質の製造・取扱い事業場に対し、化学物質の表示・文書交付制度(SDS)の周知と労働安全衛生法第57条の3第3項に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(※1)をふまえたRA(※2)の実施の促進を図ります。

※1 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-41-1-0.htm>

※2 化学物質RAの手法(コントロールパンディングほか)について

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000099625.pdf>

(2) がん原性指針上の対象物質の有害性に関する認識向上に向けて一層の周知を図ります。

(3) 芳香族アミンのオルトトルイジン、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)、三酸化ニアンチモン等、新たな危険・有害性が認められた化学物質の管理強化、経皮吸収による障害のおそれがある一部の特定第1・2類物質に関する化学防護保護具等の使用徹底など、法令等の改正の十分な周知と指導の徹底を図ります。

2 ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策

平成27年12月1日から50人以上の労働者を常時使用する事業場での実施が義務化されたストレスチェック制度(※3)の円滑な運用を一層促進していきます。また、「過労死等ゼロ」緊急対策(※4)を踏まえ、精神障害等の労災支給決定を行った事業場やその本社等に対し、メンタルヘルス対策をはじめとする総合的な労働衛生管理対策確立に向けた指導を強めていきます。

※3 <http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseiainehou.html>

※4 <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkoku-Soumuka/0000147158.pdf>

(1) ストレスチェックを実施していない事業場や結果等報告(※5)未提出の事業場に対する指導を強化します。

※5 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/24_01.pdf

(2) ストレスチェック制度の導入や事業場内の体制づくりの支援については、神奈川産業保健総合支援センター(後記 第5参照)の活用を、また50人未満の小規模事業場でのメンタルヘルスを含む労働者の健康管理に関する相談等については、地域産業保健センターの活用を勧奨します。そのほか、ポータルサイト「こころの耳」(※6 厚生労働省委託事業)の活用について周知を図ります。

※6 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

(3) 「心の健康づくり計画」の策定など、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(※7)に基づく取組について助言・指導を行います。

※7 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K151130K0020.pdf>

3 過重労働による健康障害防止対策

過労死等防止対策推進法(平26・11・1～)、「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえ、9月の職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間・準備月間や10月の本週間、11月の過労死等防止啓発月間等、様々な機会を活用して、健康診断結果を踏まえた事後措置、長時間労働者に対する医師による面接指導や事後措置等の実施の徹底を図ります。また小規模事業場での医師による面接指導の実施については、地域産業保健センター(後記 第5参照)の利用勧奨を図ります。

4 治療と職業生活の両立支援対策

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平28・2月公表。がんに加え、脳卒中・肝疾患に関する留意事項が平29・3月に追加された)(※8)の周知を図ると共に、ハローワークや自治体など、関係機関・団体の連携を一層進め、神奈川産業保健総合支援センターほか関係機関・団体による支援のしくみの活用を促進します。

※8 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

5 石綿による健康障害防止対策

(1) 石綿による健康被害を防止するため、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業や建築物に吹き付けられた石綿の損傷等による労働者のばく露防止対策を重点に石綿障害予防規則等に基づく措置の徹底を図ると共に、製造等の全面禁止について徹底を図ります。

(2) 平成26年6月1日に施行された改正後の「石綿障害予防規則」及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(※9)、さらに同指針に基づく「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」(平成29年3月・改訂)(※10)の周知徹底を図ります。

※9 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000093992.pdf>

※10 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/sekimon/iigyo/rvuiikou/index.html

(3) 地方自治体をはじめとする関係行政機関との連携を強化し、再生碎石等への石綿含有廃棄物の混入防止の徹底を図ります。

6 その他職業性疾病防止対策

(1) 粉じん障害防止対策では、平成30年度を初年度とする「第9次粉じん障害防止総合対策」及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(※11)に基づき、神奈川県内で新規にじん肺管理区分が2以上で決定される割合の高いアーケ溶接作業、金属等の研磨作業などの業務を重点対象として、呼吸用保護具の適正な着用等、粉じんへのばく露防止対策の徹底を図ります。

※11 <https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-41/hor1-41-20-1-2.html>

(2) 死亡災害に直結する「熱中症」、「一酸化炭素中毒」及び「酸素欠乏症等」の防止対策の徹底を図ります。特に熱中症は、措置が遅れると重篤な結果を招くおそれがあることから、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(※12)期間(平成30年5月～9月)・準備期間:4月・重点取組期間:7月)早期警戒及び適切な作業計画による予防対策、労働者の健康管理等の徹底を推進します。また新たに制定されたJIS規格による電子式WBGT指数(暑さ指数)計の普及促進を図りながら、WBGT値の活用による作業環境管理対策を促進していきます。

※12 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156477.html>

(3) 職場における腰痛予防対策については、社会福祉施設等を主対象に「腰痛予防対策指針」(※13 平成25年6月改正)に基づき、業務の実態を踏まえた効果的な対策を講じるよう指導を進めます。

※13 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

7 職場における受動喫煙防止対策

職場における受動喫煙防止対策の必要性について事業者に対し周知を図ると共に、「受動喫煙防止対策助成金制度」[※14 受動喫煙防止のため喫煙室等を設置しようとする全ての業種の中小企業事業主が対象。助成額:費用の1/2(上限100万円)]の周知と活用を勧奨します。また、工事着工前に申請書等関係書類を神奈川労働局(健康課)へ提出して予め交付決定を受ける必要があることから、引き続き申請手続きの周知を図ります。

※14 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

8 健康づくり及び快適職場づくり

(1) 健康診断実施後の有所見者に対する医師からの意見聴取や医師の意見をふまえた就業上の措置 等の事後措置・実施が非常に低調であることから、「職場の健康診断実施強化月間」(9月)の期間にとどまらず、「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」(※15)に基づく事業者の取組の徹底を図っていきます。

※15 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-19/hor1-19-1-1-0.htm>

(2) 「事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(※16)、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(※17)に基づく職場環境の改善・快適化や心身両面の健康づくり(THP)の一層の促進を図ります。

※16 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-21/hor1-21-1-1-0.htm>

※17 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-20/hor1-20-1-1-0.htm>

第3 直近に施行された労働衛生関係法令等の改正等について

1 定期健康診断等の診断項目の取扱が一部変更(平20・4・1施行)

血中脂質検査について → LDLコレステロールの評価方法が示されました。

血糖検査について → 空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は認められません。

尿検査等について → 医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望されます。(平29・8・4基発0804第4号)。

2 産業医の職務ほかに関する関係規則等の改正(平29・6・1施行)

① 事業者が産業医に衛生管理者の職場巡視結果等を提供し、事業者の同意がある場合は、産業医による作業場等の巡視頻度を2ヶ月に1回とすること、② 一般健康診断や各種健康診断の結果に基づく医師・歯科医師(「医師等」)の意見聴取に当たり、医師等から求めがあったとき、事業者は労働者の業務に関する情報を医師等に提供すること、③ 時間外労働時間数の算定を行った際、事業者は時間外労働時間数が100時間/月を超えた労働者の氏名や労働時間に関する情報を産業医に提供すること 等の改正・労働安全衛生規則等(健康障害防止に関する特別規則を含む)が施行されました。

3 法人代表者等が自らの事業場の産業医を兼任することを禁止(平29・4・1施行)

企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している実例が認められます。労働者の健康管理よりも事業経営上の利益が優先され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあることから、法人の代表者もしくは事業を営む個人(事業場の運営に利害関係がない者を除く)、事業場でその事業の実施を統括する者を産業医として選任してはならないことを定めた改正労働安全衛生規則が施行されました。

4 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等(特定第2類物質・特別管理物質)の特殊健康診断項目の改正(平29・4・1施行)

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等の取扱業務に関する特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍に関する項目が追加されました。

5 新たに27物質を労働安全衛生法施行令別表第9に追加(平29・3・1施行)

粉状のアルミニウムやエチレングリコールモノブチルエーテルアセテートなど、新たに一定の有害性が認められた27物質がSDSの交付、物質の名称表示、リスクアセスメント実施等の対象として追加されました(平28・3・29基発0329第4号)。

6 一部の特定第1・2類物質について経皮吸収防止対策を強化(平29・1・1施行)

皮膚接触等による健康障害のおそれがある一部の特定第1・2類物質について、シャワー等の洗浄設備の設置と使用、不浸透性保護衣等の使用が新たに義務付けられました(平29・1・12基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」)。

第4 神奈川労働局の第13次労働災害防止推進計画における目標

神奈川労働局HPに掲載

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku.html

1 計画の期間

2018年4月～2023年3月までの5年間

2 計画の全体目標

- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死者者数を15%以上減少・25人以下(2017年比)
- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少・6223人以下(同上)
- 業種別：建設業、製造業：死傷者数を10%以上減少・死者者数を5人以下
　　・陸上貨物運送事業、小売業、飲食店：死傷者数を5%以上減少
　　・社会福祉施設：死傷年千人率で5%以上減少

3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策 (2017年末の集団分析を実施した事業場の割合：78.7%)

【目標】メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016全国値)とする。

【目標】ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017)とする。

(2) 腰痛予防対策 (2017年末の疾病者数状況：434人)

【目標】腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

(3) 熱中症対策 (前5か年の死亡者数：4人)

【目標】職場での熱中症による死亡災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。

第5 お知らせ

○ 労働安全衛生法の改正(平26・6・25公布)について

改正労働安全衛生法の概要（ストレスチェック制度／化学物質・リスクアセスメントを含む）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/

○ 神奈川産業保健総合支援センター・地域産業保健センター[(独)労働者健康安全機構]を活用しましょう。

これまでの産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、及び地域産業保健事業の3つの事業を継承して一元化し、総合的な産業保健活動の支援を行う産業保健活動総合支援事業が平成26年4月1日からスタートしました。産業医、産業看護職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家の派遣を含む産業保健関係の専門的な研修や専門的な相談への対応、職場訪問による専門的なアドバイス、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援対策の具体化に向けた助言・指導など、産業保健分野の総合的な支援事業を行っています。神奈川県の拠点：神奈川産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)と県下12の労働基準監督署・管内に配置された地域拠点：地域産業保健センターが活動を行っています。

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/sangyouhokekkn.html

<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>

<http://www.johas.go.jp/>

○ 平成27年7月から「安全衛生優良企業公表制度」申請の受付を開始しました。

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長あての申請が必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/120365.html

○ 神奈川労働局HPをご活用ください。

神奈川労働局HPには、事業場での取組を進めて頂くための情報を提供し、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますのでご活用ください。

* 労働安全衛生法等に基づく各種健康診断一覧表や実施機関・団体一覧表

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kenkikan.html

* ストレスチェック制度（実施機関・団体一覧表を含む）

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/120394.html

* メンタルヘルス対策「心の健康づくり計画」策定例

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kokoro_keikaku_sakuteirei.html

* 各種健康診断関係統計資料（各年度・「労働衛生行政のあらまし」を含む）

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/eisei_aramasi.html

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kensin.html

* 健康管理手帳制度

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/kenkoukanritecyo.html

* 肺管理区分決定申請制度及び様式

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/jinpai02.html

* 受動喫煙防止対策助成金制度

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/iudokituen.html

働き方改革支援 ハンドブック

働き方改革を契機に、
貴社の課題解決を進めましょう!!



全般的なお悩みは【相談窓口】へ(P1)

平成30年4月

厚生労働省
中小企業庁

相談窓口

■働き方改革や人手不足について、どうすべきか悩んでいませんか？
以下の窓口へ、お気軽にお越しください。
各分野の専門家が無料でご相談に応じます。

相談窓口①

よろず支援拠点

- ◎生産性向上や人手不足への対応など、経営上のある課題について、専門家が相談に応じます。
- ◎経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。

【お問い合わせ先】

各都道府県よろず支援拠点

[▶中小企業基盤整備機構 よろず支援拠点](#)



相談窓口②

働き方改革 推進支援センター

- ◎労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。
- ◎様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。

【お問い合わせ先】

各都道府県働き方改革推進支援センター

[▶働き方改革推進支援センターのご案内](#)



相談窓口③

ハローワーク

- ◎働き方改革に取り組む企業の求職者への周知、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所

[▶都道府県労働局所在地一覧](#)



■最終ページでは、貴社の課題を自己診断できるポータルサイトもご紹介しています。

課題

1

人手不足

■人手不足にどのように対応すべきか
悩んでいませんか？

中小企業の成功体験をご紹介します

支援策①

中小企業・
小規模事業者
人手不足対応
ガイドライン

◎人手不足に取り組む中小企業の好事例（多様な人材が活躍できる職場づくりや、IT・設備投資による業務効率化等）を業種や企業規模ごとに整理しました。

[▶中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドラインの概要](#)



[▶中小企業・小規模事業者の人手不足対応事例集](#)



生産性向上 & 業務効率化

■生産性向上や業務効率化等に取り組みませんか？

補助金・助成金等で設備・IT導入等を支援します

支援策①

ものづくり・商業 ・サービス補助金

◎革新的なサービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県地域事務局（都道府県中小企業団体中央会）

▶平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の公募について



支援策②

IT導入補助金

◎生産性向上に資するITツール（ソフトウェア）の導入を支援します。

＜1次公募期間＞平成30年4月20日～6月4日

【お問い合わせ先】

▶平成29年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業



支援策③

小規模事業者持続化補助金

◎商工会・商工会議所と作成した経営計画に基づいて行う販路開拓等を支援します。

＜公募期間＞平成30年3月9日～5月18日

【お問い合わせ先】

所在地を管轄する商工会・商工会議所

▶平成29年度補正「小規模事業者持続化補助金（小規模事業者支援パッケージ事業）」の公募を開始します



支援策④

中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例

◎生産性向上特別措置法案に基づき、高い労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備について、3年間固定資産税を軽減（ゼロ～1/2）します。

◎合わせて、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡大・重点支援します。

【お問い合わせ先】

中小企業庁 財務課 TEL:03-3501-5803

▶生産性向上特別措置法案による支援



支援策⑤

人材確保等支援助成金

- ◎金融機関と連携し、省力化のための装置など生産性向上に資する設備等の導入と、賃金アップを実施した企業を支援します。

【お問い合わせ先】

都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

[▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口](#)



支援策⑥

業務改善助成金

- ◎生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

[▶雇用環境・均等部（室）所在地一覧](#)



支援策⑦

時間外労働等改善助成金

- ◎出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省力化等、労働時間短縮や生産性向上を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

[▶雇用環境・均等部（室）所在地一覧](#)



その他

▶ 労働時間に関する現行制度の内容等についてのお問い合わせは、
【労働基準監督署に設置されている「労働時間相談・支援コーナー】まで
労働時間に関する法令など、ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

[▶都道府県労働局所在地一覧](#)



参考

支援策⑤・⑦ 「雇用関係助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

[▶事業主の方のための雇用関係助成金](#)



支援策⑥ 「業務改善助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援」をご覧ください。

[▶業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援](#)



課題

3

魅力ある
職場づくり
&
社員育成

■ 魅力ある職場づくりや社員の育成に
取り組みませんか？

助成金等で、人材の定着・育成を支援します

支援策①

両立支援等助成金

◎ 育児休業の円滑な取得・職場復帰の支援や代替要員の確保を行った企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口
▶ [雇用関係各種給付金申請等受付窓口](#)



支援策②

育児・介護支援
プラン導入支援事業

◎ 社会保険労務士等の専門家である育児・介護プランナーが、育児・介護休業からの復帰プランの策定支援を行います。

【お問い合わせ先】

株式会社パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局（委託先）
TEL:03-5542-1740
▶ [「育児プランナー」「介護プランナー」の支援を希望する事業主の方へ](#)



支援策③

65歳超雇用推進
助成金

◎ 65歳以降の継続雇用延長や定年引上げ、高齢者向けの機械設備導入等を行う企業を支援します。

【お問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部
高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・
障害者窓口サービス課）



▶ [独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部](#)

支援策④

人材確保等支援
助成金（再掲）

（※）平成29年度までは職場定着支援助成金として実施

◎ 雇用管理制度や介護福祉機器の導入、介護・保育労働者に対する賃金制度整備等に取り組む企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口
▶ [雇用関係各種給付金申請等受付窓口](#)



支援策⑤

キャリアアップ助成金

◎非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定・諸手当制度の共通化等の取組を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口
[▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口](#)



支援策⑥

産業保健関係助成金

◎社員の健康づくりのための取組を支援します。

【お問い合わせ先】

(独) 労働者健康安全機構
[▶独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健関係助成金](#)



支援策⑦

人材開発支援助成金

◎通常の業務を離れて行う社員訓練（OFF-JT）や通常の業務の中で行う社員訓練（OJT）について、経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口
[▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口](#)



その他

▶人手不足・人材確保に関するお問い合わせは【ハローワーク】まで

働き方改革に取り組む企業の求職者への周知、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所（ハローワーク）

[▶都道府県労働局所在地一覧](#)



▶中小企業の人材育成に関するお問い合わせは

【生産性向上人材育成支援センター】まで

人材育成に関する相談受付から、人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成を一貫して支援します。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 生産性向上人材育成支援センター

[▶独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構生産性向上人材育成支援センター](#)



参考

支援策①・③～⑤・⑦ 「雇用関係助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

[▶事業主の方のための雇用関係助成金](#)



貴社の課題や改善策の発見のために！

自己診断ツールもご活用ください

働き方・休み方改善 ポータルサイト

「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、web上で設問に答えていくことで、働き方・休み方の問題点を把握できるほか、課題別の対策も知ることができます。

企業の取組事例の紹介や、シンポジウム・セミナー情報も掲載していますので、貴社の「働き方改革」にご活用ください。

▼働き方・休み方改善ポータルサイト

The diagram illustrates the workflow: '見える化' (Visualization) leads to '経営トップの判断' (Judgment by Executive Management), which results in '改善' (Improvement). Below this, there are four main functions: '自己診断を行う' (Perform self-diagnosis), '企業の取組事例を検索する' (Search for company implementation examples), 'シンポジウム・セミナー情報を見る' (View symposium/seminar information), and '課題別に対策を知りたい' (Want to know countermeasures by issue).

診断する ログインする

自己診断を行う 企業の取組事例を検索する

シンポジウム・セミナー情報を見る 課題別に対策を知りたい

働き方 休み方

検索

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要となる測定機器を提供します。**利用はすべて無料**ですので、ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援・周知啓発業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います。（必要に応じて実地指導も実施）
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての職場**の環境測定にもご利用いただけます。

【相談ダイヤル】 050-3537-0777

【ホームページ】 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

◆測定支援業務（測定機器貸出し）

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸出しを行います。機器の往復の送料も無料です。お早めに予約してください。
- ② 専門家が事業場に行って、測定方法を説明します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。展示用の機器も無料で貸し出します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての職場**の環境測定にもご利用いただけます。

【受付ダイヤル】 03-3635-5111 (FAX 050-3730-9375)

【ホームページ】 <https://www.sibata.co.jp/news/news-31136/>

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

◆受動喫煙防止対策助成金（申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さんへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）は事業者の努力義務です。事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行可能な対策のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次の（1）～（3）すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種	常時雇用する 労働者数※1	資本金又は出資 の総額※1
	小売業 小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
	サービス業 物品販賣業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
	卸売業 卸売業	100人以下	1億円以下
	その他の業種 農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

※1 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

助成の対象となる措置

①	右の基準を満たす 喫煙室 の設置・改修	喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/秒以上
②	右の基準を満たす 屋外喫煙所（閉鎖系） の設置・改修	喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入りなどにおける粉じん濃度が増加しない
③	右の基準を満たす 換気装置 の設置など※2 (宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)	喫煙区域の粉じん濃度が0.15 mg/m ³ 以下、または 必要換気量が70.3 × (席数) m ³ /時間以上

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2 飲食店を営んでいる事業場は2/3	100万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置※3を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
- ※3 同時期に行う措置で、①～③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計額の申請上限は100万円。
- ・飲食店への助成率は**今年度特別に2/3に引き上げています**。この機会にぜひご利用ください。

ご不明な点は、**事業場のある都道府県労働局**にご相談ください。

この助成金の申請窓口 → 雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室
喫煙室等に関する技術的な事項など → 労働基準部健康課または健康安全課

留意事項

この助成金の受給にあたっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額まで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙室の設置・改修	60万円/m ²
②屋外喫煙所の設置・改修	
③上記以外の受動喫煙を防止するための措置・改修 (換気装置の設置など)	40万円/m ²

例) 飲食店以外の事業場で 3 m² の喫煙室の設置または改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として
 $3 \text{m}^2 \times 60 \text{万円}/\text{m}^2 = 180 \text{万円} \text{まで}$ (助成額にして 90 万円まで) しか認められません。

交付申請に必要な書類

*印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業計画 *
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類 *
4	措置を講じる場所の工事前の写真 (申請日から 3 か月以内に撮影したもの)
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し (2 業者以上必要)
9	その他都道府県労働局が必要と認める書類

事業実績報告に必要な書類

*印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書 *
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し (複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関する領収書、経費についての内訳の写し
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真 (工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局が必要と認める書類

申請手続の流れ



※4 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、都道府県労働局に確認してください。

申請に当たっての注意点

- この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。助成金の交付要綱、交付要領その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。また、5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。

平成30年度 神奈川

労働安全衛生法に基づく免許試験
神奈川地区 出張特別試験案内

試験日 11月18日(日)

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
関東安全衛生技術センター
所在地 〒290-0011 千葉県市原市能満2089番地
電話 0436(75)1141(代)

「関東安全衛生技術センターホームページ」 <http://www.kanto.exam.or.jp/>

1 試験の種類、試験会場等

試験日	試験の種類	試験時間	試験会場
11 18 (日)	第一種衛生管理者	13:30 ~ 16:30	慶應義塾大学 日吉キャンパス 第4校舎B棟・独立館 横浜市港北区日吉4-1-1
	第二種衛生管理者	13:30 ~ 16:30	
	二級ボイラー技士	13:30 ~ 16:30	
	ボイラーアセムバ	13:30 ~ 16:00	
	クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)	13:30 ~ 16:00	
	移動式クレーン運転士	13:30 ~ 16:00	
全日	一級ボイラー技士	10:00 ~ 12:00 13:30 ~ 15:30 (12:00 ~ 13:30休憩)	【注意事項】 ◎ 試験開始時刻の30分前に必ず入室してください。 ◎ 駐車場及び駐輪場はありません。違法駐車、無断駐車をしないでください。 ◎ 試験の実施内容等については試験会場(学校)に問い合わせないでください。

2 試験手数料

「免許試験受験申請書とその作り方」(以下「受験申請書(冊子)」という。)に記載されている所定の払込用紙により郵便局又は銀行で払込みください。

なお、直接来場されて現金での受付はできません。

学科試験 6,800円(非課税)

平成30年度 「神奈川」出張特別試験の手続きについて

申請書の入手 →	手数料の払込 →	申請書の提出 →	受験票の受領 →	受験 →	試験結果の受領
[3]と[4]参照	[2]参照	[4]と[5]参照	[6]参照	[1]と[7]参照	[8]参照

3 受験申請書の求め方等

- (1) 受験申請書は、下記 4 の各団体（提出先）で頒布しているものを使用してください（受験申請書は無料です。）。
- (2) 受験申請書を郵送希望の方は、必要部数を明記したメモと必要な郵送料（切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒、縦33cm、横24cmの大きさ）を同封し、下記 4 の各団体（提出先）に、7月2日（月）～8月3日（金）の期間に申し込んでください。

部 数	1部	2部	3～4部	5～9部	10部以上
郵送料（切手代）	205円	250円	380円	570円	着払い（宅配便等）

4 受験申請書の提出先、提出期間等

試験の種類	提出先	提出期間等
第一種衛生管理者	(公社)神奈川労務安全衛生協会 〒231-8443 横浜市中区相生町3-63 ヤオマサビル3階 電話 045-662-5965	(郵送) 8月27日（月）～8月31日（金） (消印有効)
第二種衛生管理者	(一社)日本ボイラ協会神奈川支部 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-1 ダイヤビル6階 電話 045-311-6325	(窓口持参) 9月3日（月）～9月12日（水） (土・日を除く) 受付時間 9:00～12:00 13:00～16:00
一級ボイラー技士	(一社)日本クレーン協会神奈川支部 〒221-0834 横浜市神奈川区台町13-17 日向ビル3階 電話 045-312-7800	
二級ボイラー技士		
ボイラー整備士		
クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)		
移動式クレーン運転士		

(注) 提出期間内であっても試験会場の収容人員の限度に達した場合は、試験時間の変更等又は締め切ることがあります。

5 受験申請書の提出方法

- (1) 受験申請書は上記 4 の提出先に持参又は簡易書留で郵送してください。
なお、受付団体（提出先）が受験申請書を点検した後に、関東安全衛生技術センターにおいて、受験資格の有無等の審査を行うため、受験申請書の内容について再度照会することがありますので御留意ください。
- (2) 受験申請書の提出に際しては、氏名、生年月日及び住所を証明する書面（※本人確認証明書）、受験資格、一部科目免除を証明する書類等の必要な添付書類は受験申請書（冊子）4ページ「3. 添付書類について」を参照して確認し完備したものを添付してください。（衛生管理者試験と一級ボイラー技士試験で事業者証明書が必要な場合、本人確認証明は不要です。）

※住民票等を本人確認証明書とする場合には、「個人番号（マイナンバー）が記載されていない住民票等」を添付してください。

また、受験申請書提出後に、一部科目免除の追加申請は認められませんので御注意ください。
なお、受験資格及び一部科目免除を証明する書類等の写しには、原本証明が必要ですので、必ず、写しの書類の裏面又は余白に、事業者、資格を与えた機関、労働局又は労働基準監督署で原本証明を受けたものを添付してください。

- ただし、前回の同試験の免許試験受験票又は免許試験結果通知書を添付するときは、受験資格、一部科目免除を証明する書類及び本人確認証明書は省略することができます。
- (3) 障がいなどにより、受験に際し配慮を希望される方は、事前に受験申請書の提出先団体又は関東安全衛生技術センターに御連絡ください。
- (4) この試験についての問い合わせ等は、関東安全衛生技術センター（電話0436-75-1141）へ平日の9:00～16:30までにお願いいたします。

6 受験票等の受領と取扱い

- (1) 受験票は試験日の10日前頃までに各申請者に届くように送付しますので、試験日には忘れずに御持参ください。なお、受験票が試験日の5日前になんでも届かない場合は、必ず関東安全衛生技術センターまで御連絡ください。
- (2) 出張特別試験当日に受験できない場合は「欠席」扱いとなり、申請者には「免許試験結果通知書（欠席）」を送付します。後日、同種の免許試験を再度受験する場合は、この通知書を添付すれば受験資格を証明する書類等を省略できます。
- なお、この取扱いは、試験結果が不合格の場合でも同じですから、これらの通知書又は受験票は紛失しないようにしてください。

7 受験の方法

- 学科試験日には必ず受験票、H B又はBの鉛筆及びシャープペンシル、プラスチック消しゴムを持参してください。
- なお、必要な方は、定規・電卓をご使用になれますですが、文字入力等の特殊な機能がある電卓（関数電卓等）は使用できません。

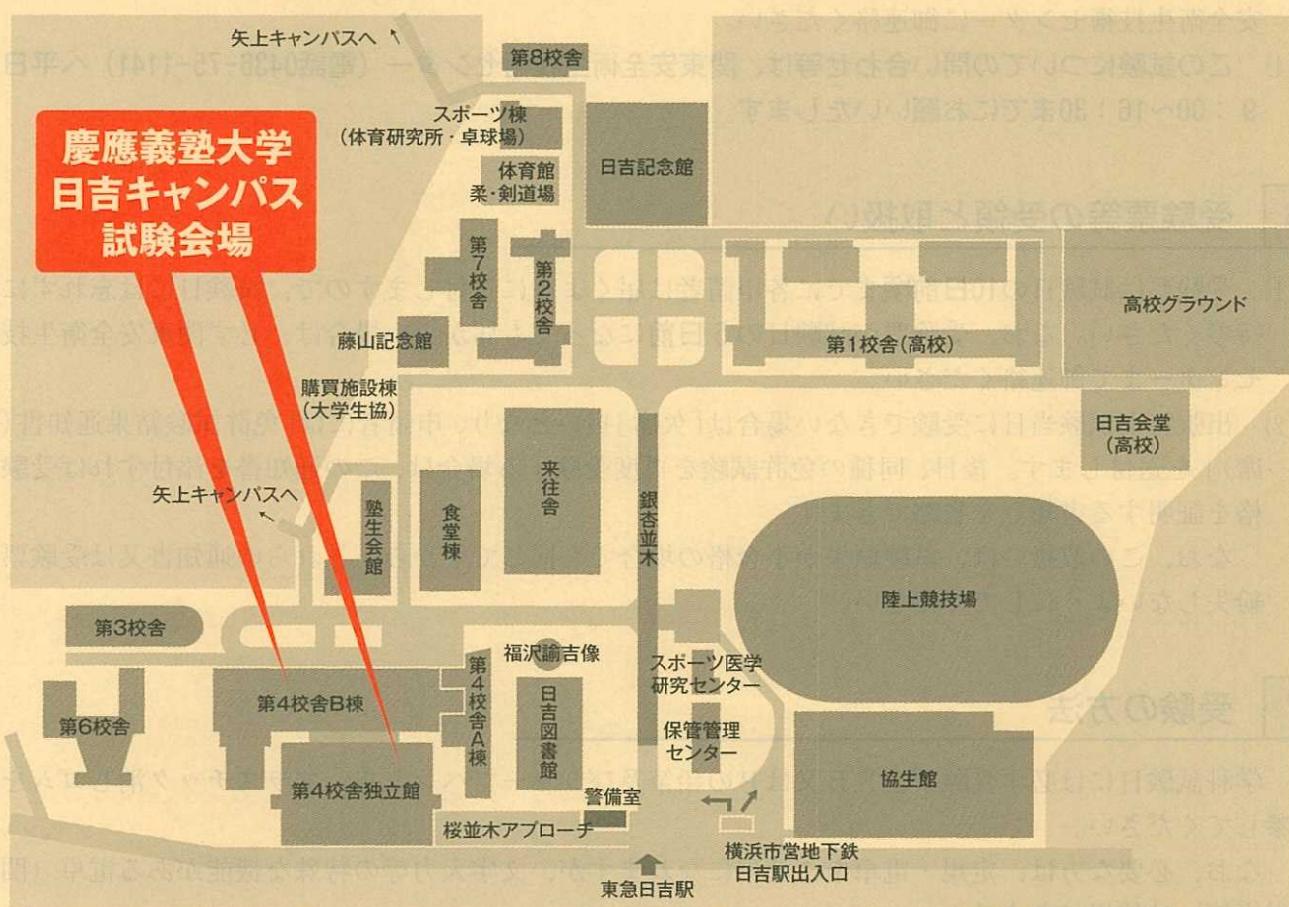
8 試験結果の発表

- (1) 学科試験の結果は12月7日（金）に合格者の受験番号を関東安全衛生技術センターの掲示板及びインターネットホームページ（「関東安全衛生技術センター」で検索できます。）に掲載し、合格者には「免許試験合格通知書」、不合格者には「免許試験結果通知書」とともに得点が通知されることとなります。ただし、合格者に対しては、得点の通知はいたしません。
- (2) クレーン・デリック運転士（クレーン限定）及び移動式クレーン運転士免許試験については、学科試験合格者で、関東安全衛生技術センターでの実技試験の受験を希望された方には、実技試験日時を記載した実技試験受験票をお送りします。

9 その他の注意事項

- (1) 受験票が発行された後は、台風・地震等の天災地変で受験できなかった場合を除き、試験手数料の返還、試験日・試験の種類・科目免除の変更はできません。
- なお、台風・地震等の天災地変で受験できない場合は、速やかに関東安全衛生技術センター（電話 0436-75-1141、試験当日以外の土・日・祝日の場合は、メッセージ対応になります。）まで御連絡ください。
- (2) 試験会場の構内には、車両の乗入れは厳禁です（駐車場はありません。）。
- (3) 試験会場の構内での歩行中はもちろん、喫煙場所以外での喫煙は厳禁です。

試験会場案内図



交通アクセス



■ 主要駅からのアクセス

